

太陽光発電設備の償却資産申告について

1 対象物件

太陽光発電設備は、その売電方法等により申告が必要となる場合があります。下記の表1・表2を参考に、所有している太陽光発電設備の売電方法等の御確認を今一度お願いいたします。

表1：売電方法による申告の必要性

所有者	売電方法	申告	事由
法人・個人事業主	全量売電	要	売電方法に関わらず、太陽光発電設備等は事業用の資産となりますので、償却資産の申告が 必要 です。
	事業で使用した余剰電力の売電	要	
	全量を事業で使用（売電しない）	要	
個人（住宅用）	全量売電	要	10kw以上の全量売電は売電事業となるので、償却資産の申告が 必要 です。
	余剰電力の売電	不要	売電するための事業用の資産とはならないため、申告は 不要 です。
	全量を家庭で使用（売電しない）	不要	

表2：設置方法による申告対象資産

設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台（レール）	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計
太陽光パネルを家屋の屋根材として設置						
太陽光パネルを架台に乗せて屋根に設置	○	○	○	○	○	○
太陽光パネルを家屋の屋根材として設置するとともに、カーポートや庭など、家屋以外の場所にも設置	屋根		○	○	○	○
	家屋以外	○	○			
太陽光パネルを屋根上に架台をつけて設置するとともに、カーポートや庭など、家屋以外の場所に設置	屋根上	○	○	○	○	○
	家屋以外					
太陽光パネルを屋根以外の場所に設置	○	○	○	○	○	○

○…償却資産に該当し、申告が必要です。耐用年数は「17年」で、減価率は「0.127」です。

※屋根材と一体となっている場合は、家屋として評価されるため対象外となります。